

訪問リハビリテーションサービス重要事項説明書

医療法人 雨宮病院

訪問リハビリテーションサービスの概要

- ① 事業所名 医療法人 雨宮病院
- ② 所在地 長野県佐久市下小田切 7 3
- ③ 介護保険事業所番号 2 0 1 1 7 1 7 2 9 1
- ④ 通常の実施地域 佐久市 佐久穂町

営業日・営業時間・休業日

- ① 営業日 月曜日～金曜日 午前 8 : 1 5 ～午後 5 : 1 5
土曜日 午前 8 : 1 5 ～午後 1 2 : 1 5
- ② 休業日 日曜日・祝日・1 2 月 3 1 日～1 月 3 日までの 4 日間

目的と方針

当事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となる事の予防に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に訪問リハビリテーションサービスの提供を行います。

サービスの提供に当っては、主治医との密接な連携をとり訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るよう適切に行います。その際には、懇切丁寧に行う事を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解し易いように指導又は説明を行います。尚、常に利用者の病状・心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し適切な指導を行います。

サービス内容・提供方法

- ① サービス内容
 - ・ 自宅へ訪問してのリハビリテーションの施行
 - ・ 療養上必要な環境の整備、目標等の指導又は説明
- ② サービスの提供方法
 - (1) 医師の指示に基づき訪問リハビリテーション計画書を作成し、利用者の心身機能の維持回復を目指して、適切なりハビリテーションを懇切丁寧に行います。
 - (2) 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について理解し易く、説明・指導を行います。
 - (3) 利用者の、病状・心身状態・療養環境等についての的確な把握をし、適切なサービス提供を行います。

利用料金・その他の費用

① [訪問リハビリテーション利用料金]

訪問リハビリテーション費 (20分を1単位とする)

3,080円/20分につき (負担金: 308円/616円/924円)

短期集中リハビリテーション実施加算 (退院・退所日又は要介護認定日より3ヶ月以内)

2,000円/1日につき (負担金: 200円/400円/600円)

認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (退院・退所日又は訪問開始日より3ヶ月以内)

2,400円/1日につき (負担金: 240円/480円/720円)

リハビリテーションマネジメント加算 (イ)

1,800円/1月につき (負担金: 180円/360円/540円)

リハビリテーションマネジメント加算 (ロ)

2,130円/1月につき (負担金: 213円/426円/639円)

事業所の医師が利用者等に説明し、同意を得た場合

2,700円/リハマネ加算にプラス (負担金: 270円/540円/810円)

退院時共同指導加算

6,000円/1回につき (負担金: 600円/1,200円/1,800円)

移行支援加算 170円/1日につき (負担金: 17円/34円/51円)

サービス提供体制強化加算 I

60円/1回につき (負担金: 6円/12円/18円)

[介護予防訪問リハビリテーション利用料金]

介護予防訪問リハビリテーション費 (20分を1単位とする)

2,980円/20分につき (負担金: 298円/596円/894円)

短期集中リハビリテーション実施加算 (退院・退所日又は要介護認定日より3ヶ月以内)

2,000円/1日につき (負担金: 200円/400円/600円)

12月超減算 -300円/1回につき (負担金: -30円/-60円/-90円)

退院時共同指導加算

6,000円/1回につき (負担金: 600円/1,200円/1,800円)

サービス提供体制強化加算 I

60円/1回につき (負担金: 6円/12円/18円)

② 交通費

前記の通常の実施地域内においては、サービスに要する交通費は無料です。
通常の実施地域を越えた場合は、当事業所から利用者宅まで往復1km当たり40円の交通費を頂きます。

③ キャンセル料

サービスの前日までにご連絡頂いた場合は無料です。但し、訪問リハビリテーション員が実際に訪問してからのキャンセル又は訪問して利用者の不

在の場合は、自己負担分の全額を頂きます。

※（ ）内は介護保険適用にて一部負担の額（１割／２割／３割）

緊急時の対応

サービスの提供中、利用者に容体の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせにより速やかに主治医・救急隊・ご家族・居宅介護支援事業者等に連絡します。

虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者：訪問リハビリテーション 柳瀬海大

苦情等を処理する為に講ずる措置の概要

① 当事業所（当病院）利用者相談窓口

苦情・ご要望・ご意見などは、お気軽に下記担当者までご相談下さい。

苦情相談受付・解決担当者：訪問リハビリテーション 柳瀬海大

受付時間 午前８：３０～午後５：００

ご利用方法 電話・面接等

医療法人 雨宮病院 TEL ０２６７－８２－５３１１

介護支援センターさくら TEL ０２６７－８１－５５３３

② その他の苦情相談窓口

佐久市役所 高齢者福祉課 TEL ０２６７－６２－２１１１

臼田支所 TEL ０２６７－８２－３１１１

佐久穂町役場 TEL ０２６７－８６－２５２５

臼田地域包括支援センター TEL ０２６７－８１－５１００

佐久穂町地域包括支援センター TEL ０２６７－８６－１５５０

長野県国民健康保険団体連合会 TEL ０２６－２３８－１５８０

※ 苦情受付は各市町村や地域包括支援センター等でも受付しています。

第三者評価の受審の状況

第三者評価の実施の有無 無（受審していません）

非常災害対策

管理者は、別に定める「消防計画」に基づき、非常災害対策と要介護者等の安全確保に努めます。

秘密保持

- ① 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を厳守いたします。
- ② 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密が漏れることのないよう、管理を徹底いたします。
- ③ 事業者は、サービス担当者会議等におきまして、利用者の個人情報を用いる場合は、予め利用者またはその家族からの同意をいただきます。

個人情報の保護

- ① 利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。
- ② 個人情報の取り扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適正かつ迅速に対応するものとします。

その他

- ① 訪問リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。
- ② 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。
- ③ 訪問職員の変更を希望する場合は事業所に申し出て下さい。
- ④ 当事業所はサービス上の事故を防ぐため、**雨宮病院** と協力連携し医療知識等の指導を受けています。また、年に数回の研修によって技術、知識の向上を図っています。

サービスご利用に際してのお願い

- ① お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
- ② 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードに繋ぐなどの配慮をお願いします。
- ③ 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けて下さい。
- ④ ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

サービス利用にあたっての禁止事項について

- ① 事業所の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- ③ サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること。